

令和7年度宮崎県育英資金在学採用募集要項

〔高等学校・高等専門学校・専修学校高等課程用〕

1 宮崎県育英資金とは

向学心に富み、優れた素質を有する学生又は生徒であって、経済的理由により修学が困難なものに対し、育英資金を貸与することにより、将来有能な人材を育成することを目的とする制度です。

育英資金は、生徒本人が借りるものであり、卒業等により貸与が終了した後は、生徒本人が返す必要があります。返還金は、後輩の育英資金に使われます。

※ 当育英資金は貸与型の奨学金です。「高等学校等就学支援金」「高校生等奨学給付金」等の給付制度を利用の上、なお経済的に厳しい場合に利用することをお勧めします。

2 育英資金の種類、申請要件

育英資金は、一般育英資金とへき地育英資金の2種類があり、申請には、次の(1)、(2)に掲げる要件を満たす必要があります。

(1) 主たる生計維持者の要件

① 一般育英資金

育英資金の貸与を申し込む者（以下「申請者」という。）の生計を主として維持する者が県内に居住していること。

② へき地育英資金

申請者の生計を主として維持する者が「へき地手当等に関する規則」（以下「規則」という。）で該当する学校の通学区域に居住していること。

⇒7ページの「へき地該当小学校・中学校等一覧」参照

(2) 申請者の要件（一般育英資金・へき地育英資金共通）

① 次のア～ウに掲げる学校のいずれかに在学していること。

ア 高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部含む）

イ 高等専門学校

ウ 専修学校（高等課程に限る）

② 向学心に富み優れた素質を有しながら、経済的理由により修学が困難であり、在学する学校の長が推薦すること。

※ 申請には学校が作成する推薦調書（様式は学校に配布）が必要です。

また、家計や学力の基準により選考します（3ページ参照）。

※ スポーツや文化等の分野で特に優れた実績等を有する者は、学力の基準がない「スポーツ選手等貸与枠」での申請も可能です。貸与月額等は通常の申請枠と同じとなります。

※ 日本国籍以外の方は、在留資格の制限があります。

【注意】以下の①～⑤に該当する方は当育英資金の貸与を受けることができません。

（①～③の併願については可能です。④は実施先へ併願可能か確認してください。）

① 日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）の貸与を受ける

② 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金を受ける

③ 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金を受ける

④ その他、当育英資金との重複貸与を認めていない奨学金を受ける

⑤ 都道府県が実施し若しくは委託する高等学校等奨学金事業（宮崎県育英資金を含む）又は①～④に掲げる事業による貸与を過去に受けた

※ ただし、貸与を受けた期間が在学する学校の修業年限に満たない場合は、通算して修業年限の範囲内となる期間の貸与を受けることはできる。

例) 高等学校で2年間の貸与を受け退学し、その後、3年制の専修学校高等課程に入学した場合、1年間のみ貸与を受けることができる。

3 募集時期 令和7年3月～4月下旬

申請は学校を通して行うため、書類の提出期限は在学（進学先の学校）にお問合わせください。
提出期限を過ぎた場合は受付できません。

4 貸与期間 令和7年4月から卒業するまでの期間（同一学年再履修期間を除く）

5 貸与月額 育英資金の種類、学校種別、通学の方法に応じて、次表から選択してください。

一般育英資金				八き地育英資金			
国公立		私立		国公立		私立	
自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
18,000円	23,000円	30,000円	35,000円	27,000円	38,000円	34,000円	45,000円
14,000円	18,000円	23,000円	27,000円	21,000円	29,000円	26,000円	34,000円
9,000円	12,000円	15,000円	18,000円	14,000円	19,000円	17,000円	23,000円

※ 入学時にまとまったお金をお貸しするものではありません。

採用決定後に借用に関する手続きがあります（申請者と連帯保証人2人の署名、押印が必要）。
また、返還が必要な制度ですので、5ページ以降の返還方法や返還期間、返還年額、返還猶予（先のぼし）などの制度内容を確認し、卒業後に無理なく返還できるよう、貸与月額を選択してください。

6 申請方法 次の書類を在学が定める期限までに学校に提出してください。

- ① 申請書類チェックシート
- ② 育英資金貸与申請書
- ③ 育英資金貸与申請願（本人記入用）
- ④ 申請者及び申請者と生計を一つにする者全員の住民票（本籍・筆頭者の記載が必要）
- ⑤ 申請者と生計を一つにする者の収入に関する証明書（市町村発行の直近の所得証明書又は源泉徴収票）※ 源泉徴収票は給与収入のみの場合に限る。
- ⑥ 家族に考慮すべき事情がある場合の証明書 ※ 該当者のみ

※ ④は、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを御提出ください。

【留意事項】

- 申請者と生計を一つにする（以下「同一生計」という。）者について
 - ・ 同一生計とは、日常生活を送るために必要な家計を同じくしている場合をいい、原則、同一住所で同居している方は同一生計となります。
 - ・ 以下のような場合には別居していても同一生計となります。
 - ・ 主たる生計維持者からの仕送りを受けて大学等に進学している家族
 - ・ 単身赴任や入院等で一時的に別居している家族
 - ・ 住民票上別世帯となっている祖父母等も、同居し、日常生活を送るために必要な家計を同じくしている場合には同一生計となります。
 - ・ 同一住所であるにも関わらず別生計であるとの事情がある場合、別生計であることの確認がとれる書類の提出を追加で依頼する場合があります。
- 住民票について（個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）
 - ・ 市町村が発行した本籍及び筆頭者の記載がある住民票を、育英資金貸与申請書に氏名を記載した者全員分添付してください（コピーや、本籍・筆頭者が省略となっているものは不可）。
 - ・ 県外に居住している方も住民票の提出が必要です。

○ 収入に関する証明書について

- ・ 令和7年4月に市町村役場で取得できる最新の所得証明書は、令和5年の内容です。
家計の状況が令和5年と大きく異なる場合は、最新の収入がわかる証明書（令和7年1月交付の源泉徴収票や令和7年2月以降に確定申告をした確定申告書（第一表と第二表）（控））のコピーを添付してください（源泉徴収票は、収入が給与収入のみの場合に限りです）。
- ・ 無職無収入、年金収入、前年まで学生の場合を含め、育英資金貸与申請書に氏名を記入した家族全員の収入に関する証明書が必要です（令和7年4月時点で就学中の者と未就学児は不要）。
※ 無職無収入や前年まで学生の方も0円の所得証明書を必ず添付してください。証明書の発行には市民税に関する申告が必要となる場合があります。申告については各市町村にお問い合わせください。

○ 家族に考慮すべき事情がある場合の証明書について

- 最近の転職、減収などの家計の事情や、同一生計の家族の中に障がいのある人がいる事情など、家計の審査上で事情を考慮する場合があります。
- 考慮を希望する場合は、育英資金貸与申請書の「その他の事情」欄にその事情を記入し、下記の該当する証明書等を提出してください。
- なお、証明書等の添付がない場合は考慮できません。

- ・ 最近の減収・転職…直近3か月分の給与明細書のコピー等
- ・ // 退職…雇用保険受給資格者証のコピーなど退職日が分かる書類
- ・ 家族に障がいのある人がいる …身体障害者手帳・療育手帳（写し）等のコピー
- ・ 家族に長期療養を要する人がいる…医師の診断証明書と領収書（写し）等のコピー
- ・ 災害等の被害を受けた …り災証明書のコピー
- ・ 主たる生計維持者が単身赴任中 …住居費、光熱水費の領収書等のコピー

※ 生活保護費受給中の方は、福祉事務所等に相談後、申請してください。生活保護費の受給に影響する場合があります。

7 選考方法、貸与決定時期

(1) 選考方法

在籍する学校が宮崎県教育委員会に推薦した者について、県教育委員会が家計基準、学力基準の申請要件を審査の上、貸与の可否を決定します。

(2) 家計及び学力の基準

① 家計基準

申請者と同一生計の者全員の年間の収入から、特別控除額（家族の事情等により異なる）を差し引いた金額（認定所得金額）が、収入基準額以下であること。

【収入基準額の目安（申請者が国公立高校自宅生の場合）】

給与収入の家計維持者1人、無職無収入者1人、中学生1人、申請者の4人家族…約665万円

※ 上記はあくまで目安であり、家族構成や同一生計内の就学者の数で異なります。

また、令和6年度の収入基準額であり、今後変更となる場合があります。

② 学力基準

前学年（第1学年の場合は中学校3年時）の学習成績の全履修教科評定の平均値が3.0以上（小数点第2位で四捨五入）であること。

ただし、前学年の成績平均値が2.7以上で、申請者の主たる生計維持者が規則で定める県内のへき地に居住している場合など、前学年の成績平均値が3.0未満の場合でも申請できる場合があります。

なお、予算の範囲内で貸与を行いますので、申請者が多い場合は、上記の基準を満たしていても採用されないことがあります。

(3) 貸与決定の時期 令和7年6月下旬頃（予定）

貸与決定・貸与不承認の結果は、学校を通して通知します。

貸与決定通知書の受領後、借用証書などの必要書類を提出していただきます。

8 貸与決定後の手続（令和7年7～8月頃）

貸与決定後に提出していただく借用証書には、次に掲げる連帯保証人2人の署名・実印押印、証明書類の添付が必要です。

提出された借用証書と添付書類により、宮崎県教育委員会で連帯保証人の要件等を審査します。要件を満たす連帯保証人が2人立てられない場合、原則として貸与できません。

(1) 連帯保証人2人について

① 父又は母（父又は母がいない場合はそれに代わる方）

貸与申請書の親権者欄に署名した方です。

借用証書に住民票、印鑑登録証明書の添付が必要です。

② 連帯保証人となる父又は母と別生計で所得を有する方（保証債務を負うことができる方）

原則65歳未満で、年収150万円以上の方。同居しているきょうだいや祖父母等は特別な事情がない限り同一生計となりますので、この連帯保証人となることはできません。

→ 借用証書に住民票、印鑑登録証明書、所得証明書等の添付が必要です。年収150万円未満の方を連帯保証人とされている場合は、預貯金額の確認のために連帯保証人の通帳の写し等の追加書類を依頼することがあります。

(2) 連帯保証人になることができない方

○ 以下に該当する方は、連帯保証人になることができません。

- ① 破産、個人再生若しくは任意整理等の債務整理中である方、又は過去に債務整理をした方
- ② 連帯保証人としての責任と保証債務を理解していない方
- ③ 宮崎県育英資金を滞納している貸与生本人又はその連帯保証人

○ 以下に該当する方は、父又は母でない連帯保証人になることができません。

- ① 無収入、無貯蓄
- ② 生活保護受給中

○ その他留意点

連帯保証人となった方の請求に基づき、育英資金の返還の債務及びその債務に関する延滞利息その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち返還期日が到来しているものの額に関する情報を、請求をした連帯保証人に対して提供する場合があります。

連帯保証人は、保証人と次の点で異なりますので御注意ください。

- a 借用額の全額について、主債務者と同じ返済の義務を負うこと。
- b 返還期間中、県からの請求に対し、連帯保証人は「主債務者はお金を持っていて、返還能力もあるのだから、主債務者に返してもらおうか、主債務者の財産を差し押さえてほしい」と言うことができないこと。
- c 返還期間中、県からの請求に対し、連帯保証人は「先に主債務者に請求してほしい」と言うことができないこと。

また、便宜上、「第一連帯保証人」、「第二連帯保証人」との呼称を用いることがありますが、連帯保証人としての法的責任等に差異はありません。このため、「先に第一連帯保証人（又は第二連帯保証人）に請求するべきだ」などの主張もできません。

9 送金時期・貸与期間中の手続

「貸与決定後の手続」の際に送金先口座として申請者本人名義の口座（金融機関は次の金融機関に限る）を指定していただきます。

- | | | | |
|-----------|---------|------------|--------|
| ①宮崎銀行 | ②みずほ銀行 | ③宮崎太陽銀行 | ④鹿児島銀行 |
| ⑤西日本シティ銀行 | ⑥九州労働金庫 | ⑦宮崎県農業協同組合 | |
| ⑧県内各信用金庫 | ⑨ゆうちょ銀行 | | |

初年度の第1回目（4～9月分）の送金は、**8月下旬**に行う予定です。その後、10月と1月に3か月分を送金します。翌年度からの送金は、年4回（4月、7月、10月、1月）です。送金日は県ホームページに掲載しますので、御確認ください。なお、借用証書等の書類が期日までに提出されない場

合や、内容に不備がある場合は、送金が遅れます。

貸与期間中の諸手続は、原則、学校を通して行います。貸与中、退学等があった場合、貸与は停止されます。

10 届出の義務及び個人情報の保護について

宮崎県育英資金の利用にあたっては、申請者（貸与決定後は貸与生（借受人））及び連帯保証人2人の氏名、住所、連絡先、勤務先等に変更があった場合は、変更後の内容を県教育委員会に届け出る義務があります。

届出は、貸与期間、返還期間中に関わらず、借り受けた育英資金を全て返還するまで必要です。

なお、宮崎県育英資金の募集及び貸与、返還業務のために収集した個人情報については、育英資金に係る事務のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

11 【重要】返還について

(1) 返還額、返還方法、返還期間、利息

○ 貸与終了後、6か月経過後から返還が始まります（3月卒業の場合は10月返還開始）。

返還方法は、借受人名義口座からの口座引落しです。

引落日は、月賦（引落日は毎月25日。ただし25日が金融機関休業日である場合は翌開業日。以下同じ）、半年賦（引落日は毎年7月及び12月の25日）、年賦（引落日は毎年12月25日）のいずれかを選択していただきます。

○ 育英資金の返還は、毎年度4月に借受人に通知する返還額（以下「要返還額」という。）を、その年度の年度末（以下「最終納入期限」という。）までに納入していただきます。

※ 選択した返還方法（月賦、半年賦、年賦）で返還がない場合、育英資金室から借受人及び連帯保証人に電話や文書、SMSで返還するよう催促されます。

要返還額は、貸与総額を返還期間で均等割した額（ただし、端数調整が入る場合があります）、返還期間は貸与期間の4倍の期間以内（最長20年）です。

例）貸与期間3年間の場合の返還期間は12年間

○ 毎年度の要返還額を該当年度の最終納入期限内に返還した場合は無利息です。

ただし、最終納入期限を過ぎて要返還額に払い残し（以下「未納」という。）があると、滞納（下記(3)参照）となり、未納額に延滞利息が加算されます。

○ 返還期間中の諸手続については、借受人及び連帯保証人と育英資金室が直接電話や文書、SMS等で連絡をすることとなります。

(2) 返還の猶予

貸与終了後、進学や疾病などの理由により、育英資金の返還が困難であると認められる場合には、返還の猶予（返還の先延ばし）の申請ができます。

ただし、1回の申請で返還猶予できる期間は最大1年度（事情が続く場合は再度申請が必要）です。過去の年度の要返還額については、返還猶予の申請ができませんので、返還が必要となります。

なお、返還猶予期間中の未納額（既に滞納となっている分を除く）には利息はかかりません。返還猶予期間の要返還額は、翌年度以降に繰り延べとなります。

※ 卒業後、進学した場合でも、返還は始まります。卒業後に進学予定の方は、返還猶予制度の利用を含め、在学中の返還計画を御検討ください。

(3) 滞納した場合

① 借受人及び連帯保証人へ督促状が交付され、電話、訪問等で返還を請求します。

② 最終納入期限を過ぎて未納があった場合は、未納分が納入されるまでの期間に応じ、年利3%（利率は令和7年2月時点）で計算された延滞利息を別途納入しなければなりません。

③ 滞納が続いた場合には、借受人、連帯保証人とも弁護士事務所への債権回収委託や法的措置を実施し、延滞した返還金の回収を行います。納入期限は必ず守ってください。

返還猶予申請の手続などの詳細については、貸与の終了年度にお知らせします。

12 返還支援制度について

奨学金の返還支援事業として、宮崎県産業政策課が「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」を実施しています。この事業は、県内企業に就職した若者が在学時に貸与を受けた奨学金の返還を県が産業界とともに支援することにより、本県の地域や産業を担う若者の県内への就職と定着を促進することを目的としています。詳細については、ホームページを御覧いただくか、下記の連絡先にお問い合わせください。

「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」問合せ先

宮崎県総合政策部産業政策課 産業人財担当
(電話) 0985-26-7967
(E-mail) sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp (代表アドレス)
(HP) 「CHOICE!～宮崎を第一志望に～」
<https://choice-miyazaki.com/>